議 事 録

- 1. 会 議 名 第13回 市民会議
- 2. 日 時 平成21年2月23日(月)午後2時03分~午後4時12分
- 4. 出 席 者(敬称略・順不同=27名)

議 長 大 國 美智子

委員阿部昌樹飯田秀男野呂雅之

郭 辰雄 齋藤洋一

○大阪弁護士会

平成20年度役員

会 長 上 野 勝

副会長藤原誠宮崎裕二森恵一

大川一夫 米田秀実 和田秀治

平川敏彦

平成21年度役員

会 長畑 守人

副会長川崎裕子藤木 久田中 宏

福田健次大砂裕幸塩路広海

満 村 和 宏

司法改革推進本部市民会議バックアップ対応部会

部会長島尾恵理

委 員 岩﨑雅己 瀬川武生 成見暁子

大阪弁護士会選択議定書批准推進協議会

副座長武村二三夫

秘書課員 大森敦子

- 1 開会
- 2 議事録署名者指名

大國議長

野呂委員、郭委員に決定。

3 審議テーマ

「個人通報制度―国際的な人権救済手段の実現に向けて」について、選択議定書批准 推進協議会副座長の武村二三夫弁護士から基調報告がなされた。

阿部副議長

これまでも日弁連が組織として日本の人権侵害事例を国連に報告し、国連がそれに対して何らかの見解を示すという仕組みは使われてきたわけですけれども、それとは別に、個人通報制度を用いて人権侵害を国連に訴えていくことの意義はどこにあるのか。その点についてもう少しご説明いただきたいのですけれども。

武村弁護士

制度の根幹にかかわる大変重要な質問です。

人権条約が現実に各国で適用されるために、条約はいろんな仕組みをつくっております。その仕組みの一つが、政府報告書審査です。これは条約に加盟する各国が国内の人権状況を報告し、条約の委員会がこれを審査し、不十分な点・改善すべき点を総括所見として当該国政府に勧告をするというものです。

国連の転換期となったのは70年代ぐらいでした。政府報告書審査だけではやっぱり不十分だ。人権侵害というのは、もともと国家機関による人権侵害が多いのです。その国家機関による人権侵害の解決を国家にゆだねておいても、なかなか救済されにくいという理屈はある程度分かると思います。

70 年代から国連で考えていることは3つほどあるんですけれども、その一つが個人通報制度です。人権が侵害された事案でその国の裁判所で負けた場合、今度は人権規約委員会が直接に判断しましょう、それは法的拘束力はないけれども、最高裁と別の見解(ビュー)を示す、それをどう取り入れるかは各国の判断による。これが第1の切り札です。第2番目の切り札が、政府から独立した国内人権機関です。人権侵害は日常的に沢山起きているのになかなか裁判所まで持っていけないので、安価に迅速に易しく人権救済

ができる国内人権機関という制度が必要だということです。

第3番目は、地域人権機構です。ヨーロッパ、米州、アフリカに設置され、アジアだけ抜けていますので、これをアジアにも作りなさいと。各国内の人権侵害については、アジア人権保障委員会とでも言うべきところで救済をはかるということです。

実はヨーロッパは一番進んでおりまして、ヨーロッパ人権委員会というのが以前あったんですが、今はヨーロッパ人権裁判所だけになりました。だから、そこは通報ではなくて、上訴なんです。国家主権がヨーロッパ人権裁判所に一部譲渡された形になっていまして、ヨーロッパ人権裁判所は、人権について各国内で拘束力のある判決を出せます。このように、国連は70年代から、政府報告書審査のほかに、個人通報制度、国内人権機関、地域人権保障機構ということで動き出したという経過があります。

実は日本については、第3回日本政府報告書審査、93年のころから自由権規約委員会は極めていい審査をし、いい総括所見を出し、沢山の勧告を日本政府に出しています。しかしながら、日本政府はその勧告を実施しない。例えば、代用監獄です。これは今回で3回目の廃止を求める総括所見を出したけれども、日本国内の制度がちっとも改まらない。これは我々NGOにも課せられた課題で、せっかく総括所見をとったけれども、それを国内で実現させるための行動がなかなかできなかった。

ということは、やっぱり政府報告書審査だけでは難しいのだろう。やっぱりほかの手 段が必要なんじゃないかということになりました。

もう一つは、国内法として効力があるんですから、人権条約を武器として我々は裁判を行いました。しかし、最高裁が人権条約をなかなか使わない。そこで、最高裁で負けても使える個人通報というものが注目されました。この個人通報制度と政府報告書審査制度は、同じ目的ですけれども、違った角度から切り込んでいる。政府報告書審査の実効性を確保するための努力は当然やらなければいけませんけれども、同時に、個人通報制度ということで、直接個別の問題について、政府にもその問題について反論させた上で、ビューというまとまった見解を出させることに非常に大きな意味があると考えております。

上野会長

個人通報制度を利用するには条件がありまして、国内の救済手続を経ていること、そ して国内の救済手続が完了していることとなっています。すなわち、最高裁まで行って 負けてないと、個人通報することはできないということです。その負けたケースを規約 人権委員会が見て、その確定した事実関係について条約を適用するとどうなるかについての見解を示すということになるわけです。委員会の見解が、政府のほうが正しいということであれば、その訴えは取り上げないということになりますし、政府の条約に関する解釈が間違っている場合には、個人通報してきた人を救済しなさいと命じることになるわけです。その救済をどんな形でやるかはその国の自主的な判断に任されるけれども、それぞれの国が規約に加盟して個人通報制度も批准しているわけですから、国際社会における責任があるわけで、どういうことをしたかという報告がまた求められるということです。したがいまして、国際社会からの監視によって条約が正しく適用されるようにしていこうということが眼目にあるわけです。

阿部副議長

ナショナルレポートとオルタナティブを出してという形だと、国連としての一般的な 見解は出てくるけれども、個々の事件に対する国連の見解という形にはならない。それ に対して、この事件ではどうなのかという形にすれば、より特定的な形で国連の見解が 得られて、それが最高裁なり法務省なりに対する圧力になっていくという理解でよろし いですか。

上野会長

個別救済もあわせてできればということと、委員会の見解をはっきり示して、その見解に締結国が従うようになっていくことをねらっているということです。

武村弁護士

各国の政府報告書審査に対する総括所見などは、我々、よその国のを見ることはほと んどない。

しかし、個人通報に基づいて委員会が出すビューにはみんなが関心を持ちますので、 注目度が全然違うわけです。ですから、やはり個別事件の中で示されたビューのほうが、 国際的な監視という圧力という意味で違うのではないかと思います。

野呂委員

シーラーさんが来たときの去年のシンポジウムには私も参加したんです。そのときに も、なぜ日本は選択議定書を批准しないのかという話の中で、裁判所、最高裁が嫌がっ ているということが、定説のように言われたんです。自分たちの判断に対してクレーム をつけられるということで、裁判所が一番嫌がっているんだと。

ところが、最高裁はそんなことは言っていないという冤罪説が出てきたということで

したので、この辺のところを説明していただきたいんです。

武村弁護士

つい最近まで、裁判官は、法廷で「条約は外国の法律でしょう、日本の中で使うんですか」と言っていたんです。憲法 98 条では、日本が批准した条約は国内法としての効力を持つことになっていて、それは頭の中の知識としてあります。けれども、自由権規約を日本が批准したのは 79 年なんです。ここに出席している弁護士の中にも、79 年よりも前に大学で法曹教育を受けた方が大分いるんじゃないかと思いますが、国際人権規約は国内で適用されるんだという形での大学での授業がされ始めたのはつい最近だと思いますので、これを学んでいない裁判官は自信を持って適用できないんです。ですから、裁判所でいわばレクチャーをしなければならない。昔は、2 回か3 回にわたって、いろんな学者の方のレクチャーのような証人尋問をやりました。その中でようやく、ああ、こういうものなのか、世界はこうなのかという感覚がつかめる。裁判官の研修は最近までそれほど多くなかったので、自分がよく理解できていないのでできれば使いたくないという意識はあるんだと思います。

それから、実際問題としては、やはり裁判所の権威を否定するようなものです。最高 裁が言ったことを、実はそれは違うんですよと言われることは望んではいないだろう。

ただ、今までの国会答弁の中で、確かに最高裁の担当者は発言していないんです。我々は、最高裁の意向を受けて法務省担当者がしゃべったんだろうという理解をしていたんです。弁護士会として最高裁に要請してもまともに回答しませんでした。例えば 98年には、インドとモーリシャスのそれぞれ、最高裁長官などになった方が規約人権委員会の委員として来日されたのですが、裁判官同士の交流をしたらどうか、英連邦で最高裁の裁判官会議というのがあるから、是非ともそれに参加したらどうですかというふうに最高裁まで行って長官に話しかけたら、長官はこれに答えずに、「ところで、庭から見える皇居は」というふうに話を切りかえたんです。これは実際に通訳として同行した弁護士が言っているわけですけれども、最高裁はこの人権条約の適用問題自体になかなか触れたがらない。

それが、近年になって働きかけをしたところ、最高裁は冤罪説を急に打ち出してきた。 冤罪というのは、冤罪だと思ったときに主張すべきですね。ずっと前から言われている のに、なぜ冤罪だと言わなかったんでしょうね。ということで、私は冤罪説には甚だ疑 問を持っておりますが、ともかく表面的に、例えば国会での答弁等々を見ると、確かに 最高裁自身は直接答弁はしていないし、最近、冤罪説が出てきたということしか外形的 には言えません。

上野会長

僕は日弁連でこの問題の担当副会長をやっておりますので、最高裁にもこの問題について要請に行きました。総務課長は、今や最高裁は反対してませんということを言っておられますが、かつて反対していたことは言外に認めておられるような感じはしました。ですので、最高裁は、今は公式にも非公式にも反対していないんだと思います。

恐らく韓国が参考になったんじゃないかと思います。国家保安法という、日本の昔の 治安維持法とそっくりの法律を持っていて、これが国際人権水準から見たらむちゃくち ゃな法律であるということは、法律家の目から見て明らかなんですけれども、これがも とで、4件ぐらい個人通報でビューが出ているんです。けれども、いまだに韓国は法律 を変えない。そして、個別の問題の救済についてはお茶を濁したようなことをしている。 そういうことで、仮にビューで法律が条約違反だと言われたとしても、結局最高裁の責 任じゃないじゃないかという気持ちなんでしょう。だから、自分たちは別に反対する必 要はないということを悟られたんじゃないかと思います。

法務省も、表向き、反対はしていない。しかるべき地位の法務官僚の方が、法務省は抵抗勢力ではありませんとはっきり言われました。しかしながら、政治勢力の中でこれを牽引しようという人がいないために、なかなか批准ができないということなんですけれども、代用監獄の問題とか、今の日本の刑事司法でパッケージになっている人質司法だとか調書裁判、取り調べの問題については、日本の治安を維持している非常に重要な制度的基盤である、これが崩れると治安状況が悪くなるというふうに法務省なり警察庁は考えていますので、個人通報された場合には日常的にいろんな問題が出てくるということで、制度そのものが問題になることを恐れているんじゃないかというふうに僕は推測しています。

武村弁護士

どこが反対しているかということに関連しまして、今回の 2008 年 10 月の自由権規約 委員会の日本政府報告書第 5 回審査で非常に印象的だったのは、警察が露骨な主張をしてきたことです。98 年第 4 回より第 5 回のほうがはるかに悪い主張をしてきました。

それは、自白の必要性についてです。委員会としては、何で代用監獄で長時間をかけ て自白をとらなければいけないのか、日本は科学が発達しているだろう、客観的に証拠 が採用できるだろう、何でそんなに自白を偏重するんだというふうな角度からの問いか けがありました。

それに対して警察は、自白というのは単なる裁判の資料ではない、本人がいかに反省するかが重要なんだ、本人が反省し二度とやらないと決意すること、これは再犯防止にとっても非常に重要なことだと言い切ったんです。だから、裁判の資料以外にもまだ重要な目的があるんだと言ったんですが、それに対して委員からは、警察はいつから裁判所になったんだ、正に司法資料の収集以外の何の目的が導入できるんだと言ったわけです。捜査の段階で警察は被疑者を犯人だと決めつけているんですね。無罪の推定という大原則は頭の中にないのです。

僕らは、なぜ後退したんだろうなと聞いていてちょっとびっくりしたんですが、ジュネーブに来ていた外務省の担当者は、外務省は手法を変えましたと言ったんです。従前は政府報告書の作成について、担当部局から集まってきた意見を、国際的な場面でのことを考えながら、外務省が表現をやわらかくしていた。しかしながら、今回から手法を変えて、担当部局に自分のところで責任を持って書いてもらう、そしてその担当部局が実際にジュネーブの審理の場に参加して審査の場で発言をし、その自分らの意見が国際的な場でどういうふうに扱われるのかを実感してもらう、その上で出される総括所見を読む、それを持ち帰って、来ている勧告や懸念に対してどう対応するかを個々の担当部局で考えてもらう、そういうふうに方針を改めたから、率直な意見が出るかもしれないけれども、全体としては後退したわけではないということを言われました。

確かに、若手の検察官等がかなり来ていました。警察は、個人通報制度が採用されることで、取り調べ関係、身柄関係について大幅な変更を求められるということに対する強い警戒意識があるということは審理の場でも感じ取ることができました。

郭委員

私はずっと、この個人通報制度は導入されるべきものだと考えております。それとあ わせて、国内の人権救済機関を政府から独立性の高いものとして設置するということが、 いわば車の両輪のような形で機能していく必要があるだろうと思っています。

先ほど上野会長から韓国の状況が紹介されましたけれども、国家保安法という思想を 処罰する法律に関して個人通報が行われるという事例がありましたが、それにあわせて、 そういう問題に対して政府に対する勧告、調査を行える権限を持った機関として韓国の 国家人権委員会というのが存在しているということもあって、実は国内的にも対処でき る体制を今韓国は整備しているという状況です。

そういう意味では、日本の人権保障の仕組みというのが、あれよあれよという間にアジアの中でも置いてけぼりにされているという状況が実際のところではないかと思います。国際水準に合致できるような仕組みをどう整備するかというテーマが、この個人通報制度の問題だと思います。

昨年10月の審理の件でいろいろなご報告がされましたが、その基準と、今の国内の司法の基準と非常に明確に分かれる例をいいますと、先ほどあった勧告の中に、外国籍の人であったとしても国民年金に加入できて、年金がもらえるような仕組みをつくるべきであるという点があります。しかし、今、日本における外国籍の方のうち、1986年当時60歳を越えていた高齢者の方については年金に加入できなかったものですから、今も無年金の状態でずっといて、それで裁判を起こしていたわけです。

去年この報告書が出たときには、京都の高齢者の方の裁判の最高裁の結果が出ていたんですが、棄却で敗訴だったんです。だから、片や最高裁では、外国人の高齢者が無年金であることについては仕方がないことなんだという判断が出て、片や国際機関では、この問題は極めて深刻な人権問題だからきちんと対処すべきだという勧告が出ているわけです。

個人通報制度があれば、この最高裁の上告棄却に対して、おかしいじゃないかということを持っていけるわけです。ところが、今は個人通報制度がありませんので、国際機関に対してはカウンターレポートという形で情報提供するしかないという状況なんです。そういう意味では、この個人通報制度というのが、実は一人一人の生活の中で人権にかかわるような問題を改善していく上でも機能し得る一つの制度になり得るのではないかという感じを持っています。

どういう道筋で行けば突破口が切り開けるのかなという見立てについて、もし武村弁 護士が感じておられることがありましたら、聞かせていただけるとありがたいなと思い ます。

武村弁護士

裁判所の本音は分かりませんが一応反対はしないということです。もともとこれは立 法府の問題だから、裁判所が口を出すべきでないという見方もあるんです。選択議定書 批准は衆議院と参議院でやればいいことですから、何で最高裁が口を出せるんだという 見方も一応あり得るわけです。 実は2年ぐらい前に、法務省の中でも賛成勢力が出てきたが、反対勢力もあるので、 どっちの状況に行くかは分からないという話がありました。今は最高裁の話が出ていま すけれども、その当時から、実際に一番問題なのは取調べ、代用監獄、拘置所・刑務所 問題をかかえる法務省だろうという見方を我々はしておりました。外務省は、世界的な 潮流についていかなければならないと早くから分かっておりました。ビュー(見解)で 示される自由権規約委員会の判断というのは法的にかなりしっかりしているものだとい うことは認めざるを得なくなってきていますので、そうすると法務省がどうなるのかと いうことになります。

今、外見的には、法務省は反対だとは言っていません。ですから、本当はすぐ実現してもいいと思うんですが、やっぱりもう一つモメントが要るんだろうと思います。今、外務省は、これを取り入れたら一体どうなるのかと言っています。かつて法務省は、濫訴がわんさか出されたら、英語で担当する職員がどれだけ必要になるか分からんというようなことを言っていたことがあるんですけれども、最高裁で負けてから通報できるということですから、事件は限られてきます。しかも、英語で出すというのは大変な話です。そういうふうに見てくると、次の問題として、そういう勧告が出たときに日本が対応できるのか。韓国の国家保安法で有罪が確定した、それはけしからんということでビューが出た、だけど、そのビューが出たという事実は、韓国の法律で再審事由に当たらないんです。当たらないということは、有罪判決の取り消しということも国内法では対処しにくいということです。そんなことはもともと考えていませんから、制度としてなかなか難しい。それに類したことがかなりあるだろうと思います。そういったものを今外務省としては検討中ということだけれども、どの範囲でビューが出るかもわからないのです。実際にビューを得て、どの程度取り込むのか、取り込めないのか、個別の問題でやっていくしかないんじゃないかと考えております。

今、外務省、法務省、最高裁を除きますと、国内で余り主要な反対勢力はないんですが、衆議院、参議院で過半数の議決をとらなければならない。それでは議員さんにどこまで理解していただているかというと、どこの国の話だという反応がまだまだ多いわけです。そこで、今、各政党に対して要請しております。いろんな場面の展開を踏まえながら、いかに議員さんとコンタクトをとるのかということに、日弁連の委員会としては主眼を置いております。

阿部副議長

この際ですから、いろいろ聞いておこうと思うのですが、一つは、申し立てするときには訴訟当事者名でするのか、それとも担当弁護士の名前でやるのかということ、それから、もう一つは、申し立てのコストはどういう形でどこが負担していくのかということです。訴訟当事者は多くの場合、それほどは資力のない方になるでしょうから、訴訟当事者をバックアップして、事案を国連の人権救済機関まで持っていくサポート体制が必要ですよね。それは日弁連あるいは各弁護士会がつくっていくという前提で検討されているのかどうかをお聞きしたいのですが。

武村弁護士

阿部副議長

第一選択議定書には規則がありまして、当然代理人を通して申立できます。それから、 人権侵害を受けている本人以外の者、例えば息子が拘禁されているときの母親だとか、 一定の範囲内の親族に資格を認めております。全く関係のない第三者というのは、事例 を見ておりませんが、多分だめだと思います。

支援の体制については、これは弁護士会としてはまだ取り組んでおりませんが、例えば最近出ている再審事件は、ほとんどが日弁連の支援事件なんです。人権侵害の救済の申し立てがなされて、日弁連が調査をして、日弁連のほうでいけると判断した場合には再審開始の申し立てをするという形になっています。

再審は事実関係をひっくり返すから大変な作業なんですが、個人通報の場合は、事実関係は確定した上で、あと書面のやりとりだけですので、それほど費用はかからない。問題は、英語への翻訳と、向こうの事務局とのやりとりは英語になりますから、必要な情報をどうやってとるかですが、再審と比べたら手数はそれほどかからない。これは日弁連の人権ないし各弁護士会の人権委員会などが判断することですけれども、個人通報するということで人権救済の申し立てをした場合には、再審と同じように支援することになるだろうと思います。また、訴訟に準じて法律扶助の検討もされる必要があります。

最高裁が人権規約について何らかの解釈を示した後に、その解釈がおかしいということで国連の人権救済機関に申し立てを行うということですと、まずは国内の裁判過程で人権規約違反を主張して、それに対する最高裁の見解を引き出していくことが必要になります。そうすると、最終的には個人通報を利用するという可能性を見据えた上で、事件を人権規約違反という請求原因をも含む形で構成していって、それに対して最高裁の判断を引き出していくという訴訟戦略が必要になるはずです。

そこで、実際問題として、これまで人権規約違反を請求原因の一部として主張して最高裁の判断を引き出した事件はそもそもどれぐらいあるのか、あるいはこれから仕組みが整ったときに、そういう訴訟戦略を使っていく可能性はどの程度あるのかということをお聞かせいただければと思います。

武村弁護士

我々弁護士の実務にかかわる重大な問題だと思います。

実は、個人通報になれば主張するということではないんです。もともと人権条約は裁判所が適用しなければいけないもので、適用させるために、実務では、必死で人権条約の規定を引っ張って、解釈論を展開し、外国での裁判例を援用しております。ですから、もともとやっております。

国内で主張していないことを急に人権委員会で言ってもだめです。憲法の思想良心の自由と自由権規約の思想良心の自由というのは、厳格に言うと保障する範囲が違っているのかもしれませんけれども、憲法の思想良心の自由を言っているのであれば、ほぼ該当する自由権規約の規定は、文言として条文として出ていなくてもいけるんじゃないかというふうには思っております。もちろん個人通報のことが射程にあるならば、自由権規約なら自由権規約の具体的な条文を援用しておくべきであり、ビューやゼネラル・コメントで示された解釈を念頭においた主張をすべきでしょう。

人権条約は、実は 20 年ぐらい前に国際人権法学会で報告したときには、裁判が 100 件ぐらい、全部負けて、国内裁判所ではだめと違うか、このことから個人通報制度が是 非とも必要だという意見があったんですが、その後大分変わってきました。

1つは、外国人の通訳の関係の問題があったんです。人権条約では、当然負担させてはいけない。従来の国内の裁判所の考え方は、最終的に負担させるのは構わないということになっていたのを、それは実は規約違反だという認定が下級審でなされ確定しました。

大阪弁護士会の会員が関係したのでは、徳島での民事の国賠における問題があります。 徳島刑務所職員の暴行事件についてその刑務所での接見で、時間制限、立会人が附され た事案で、自由権規約 14 条 1 項違反の判断がなされました。ただし、それも最高裁に行 くと、何かよく分からない話になってしまいました。最高裁が自由権規約の規定を根拠 に人権侵害を認定したという事例はないと思います。別の論点に切りかえてしまったり、 あるいは理由を示さないで、下級審の有利な判断をひっくり返しています。下級審のレ ベルでは、戦傷病者戦没者遺族等援護法などについてもかなり追い込んだ、事実上勝ったじゃないかなと評価される事例はあります。

2008年6月4日の生後認知された非嫡出子の国籍取得差別に関する最高裁判決が評価されていますけれども、これは自由権規約や子どもの権利条約が適用されたとは言いがたいんです。あれは、背景として、国際的な社会的環境等の変化として条約の規定があることが評価されただけで、自由権規約26条、平等条項を適用すればこうなるんだという明確な判断ではありませんでした。ですから、あれは従前よりも一歩前進ですけれども、本来の適用という面から言うと、まだまだというところだと思います。

そんな状況で、下級審では 10 や 20 ぐらいいい判断が出ていると思うんですが、最高 裁で全部だめになっています。そのだめな事情 2001 年から 2005 年まで、我々は延々と 人権小委員会の場で言い、国連人権高等弁務官事務所に対して訴えています。

野呂委員

私の取材の経験から言うと、この国際人権規約を弁護士の方々が使い出したのは 20 年ちょっとぐらい前だと思います。当時、指紋押捺の問題とかがあって、そのころに我々記者も聞きなれない国際人権規約というのが出てきて、これは一体何なんですかと弁護士の方々に質問したところ、よう分からんのやと。そういう時代から始まったんですが、それがわずか 20 年前なんです。

弁護士の方々としての国際人権規約に対する認識をどう深め、どう理解して、どうツールとして裁判で使っていくかということを、個人でやっているのではなくて、研修とかで実際にやっているのか。この 20 年余りの間にどのように理解を進化させてきたのかということに個人的に興味があるので、教えていただきたいのですが。

武村弁護士

指紋押捺拒否の当時のことをご存じなんですね。あれは 1985 年でしたか、一斉集団拒否があって逮捕等がされました。その裁判で自由権規約の品位を傷つける取扱いを禁止した 7条と内外人差別を禁止した 26条とを使ったのが初めてでした。そのとき我々は、正に六法に載っている日本語だけ読んで、これはこうに違いないというぐらいのところから始めました。それが、だんだん進化していって、実は解釈資料としていろんなものがあるんだということが分かってきました。一般的意見(ゼネラルコメント)というものがあって、こういうことを言っている、ビューというものがあるんだ、あるいはヨーロッパ人権裁判所で同じような条文があってこういう判断が出ている、外国の国内裁判

所でこういうものが出ているんだというふうなことがだんだん分かってきた。それから、解釈基準についても、条約法の解釈に関するウイーン条約というものがあるんだ、それを踏まえてきっちり解釈論を展開するんだと。そこで、国際人権基準の申し立てをするときの弁護士会向けのマニュアルをつくったのが、10 何年前ぐらいかもしれません。そういうふうに我々もだんだんに進化してきました。

それでは、これをどう広げていくのかという問題があります。会内では学習会、シンポジウム、研修とさまざまな方法があります。この間は第5回の総括所見の説明の研修もありました。それから、司法研修所での修習生の授業の一こまに入れてもらう。それから、実務修習でこまに入れていただくということもしていますし、弁護士が申し立てるときにはこのように書いたらいいんだというマニュアル、その解釈資料等については、日弁連のホームページの中に国際人権のコーナーがありまして、そこで各条文だとか新しいビューなどが参照できるようになっています。そういうふうに努めておりますが、それが十分なのかどうかということは問題があると思います。

実は、総括所見でも教育の問題をずっと言っているんです。10年前、第4回審査のときは、裁判官、検察官、行政官に対する教育という勧告が出ましたが、08年第5回審査では、裁判官、検察官に弁護士がつけ加わったんです。これは、この10年間で弁護士が遅れているからつけ加わったんじゃなくて、カウンターレポートで我々が弁護士を出すのを忘れていたからなんです。弁護士は大丈夫だというわけにはいかんじゃないかということでオルタナティブレポートで入れたので、委員会も対応して勧告で弁護士を入れてきたわけですけれども、こういったことについての研修も必要です。

しかも、規約の解釈と適用を取り上げた専門教育をやる。規約に関するすべての情報というのは、ビューだとかゼネラルコメント、各国の裁判所の判例などですが、それらがすべての裁判官に普及されることを確保すべきです。この構造は 98 年も 08 年も一緒なんですけれども、法曹三者に対して専門的教育をしろと言いながら、特に裁判官に対して詳細な情報を提供しろというふうな枠組みになっております。

98年以降、最高裁にも申し入れをしております最高裁の新人研修、10年ごとの研修で、中央大学の横田洋三先生が実際に授業をされて、どういうことを言われたかという情報も入っておりますけれども、裁判所も教育に向けての努力はなされております。そのように積み重ねはありますけれども、裁判官も、弁護士も、まして検察官も含めてまだまだ十分にはほど遠い。どうやって努力を積み重ねていくかという大きな課題があると思

います。

上野会長

「捜査弁護の実務」という捜査段階での弁護活動をする場合のマニュアルを大阪弁護士会が出しているんですが、その中で、何カ所か国際人権の観点から書いている箇所があります。僕がはっきり覚えているものでは、通訳の問題を書いていたと思いますが、そのほかにも、国際人権の観点からこうするべきだとか、根拠に引用するべきだということが何カ所かあったと思います。

郭委員

危惧といいますか心配するところなんですが、この個人通報制度というのは非常に有効に活用し得る制度だと思いつつも、日本政府は、この間、国際人権諸条約に加入して、いろんな委員会へ報告等々をやってきてはいるんですけれども、実効性を伴うことについてはほとんどやらない。何ら法的な義務はないんだとか、根拠はないんだとか、そういう意見を述べる傾向が非常に強いんです。そういう意味では、そういう言い逃れをさせない、あるいは国際基準にもマッチングした国内のあり様をつくっていく責務があるんだということを自覚せしめるような形をつくっていく必要がある。制度をつくりながらそれを有効に活用する仕組みというのは別途きちんと考えていくべき課題なのかなと思います。

もう一つ、日本政府のいろんな報告書を見ても、ダブルスタンダードみたいなことをよく感じるんです。国内向けに言うてることと国際向けに言うてる内容が全然違う。例えば、外国人学校、外国人の子供たちの学んでいる学校ですけれども、日本政府は基本的に正規の学校としては認めない、ですから何らの補助も出さない、便宜も図らない、学割の定期の適用についても認めないという形でずっとやってきているわけです。ところが、国際機関に行きますと、外国の子供たちのマイノリティー教育を保障するためにこんな学校があります、といって報告をするわけです。しかし、実際には日本政府は何もやっていない。要するに、住んでいる外国人の人たちが自分らでお金を出して、人を出して、運営して、大変な中でしているのに、きちんとした保障もせずに、これだけのことはやっていますよみたいな形をつくるという意味で、非常にいびつなものを感じることがあります。

ですから、国際人権というのが一つの基準としてきちんと根づきながら、国内でも活用できるような仕組みとして、この個人通報が活用できるような形をどうつくっていく

のかということがとても重要だなと思います。

個人通報に一つの可能性があるのは、だれであっても使える制度だということです。 そういう意味では、裁判官、検察官、弁護士という職務に就く方への人権教育は当然で すけれども、学校教育とか地域の中の教育でも、基本的に国際人権というのはこういう もので、もしこういうものが守られていない場合あるいは侵害された場合には、国際的 にもこういう方法があるんだよみたいな広げ方といいますか、活用できる一つのツール としての教育といいますか、そういうものも人権教育としてやっていくということとセ ットで考えていくことが重要ではないかと思っています。

武村弁護士

ダブルスタンダードというのは確かにそのとおりです。先ほど申し上げたように、各省庁の本音と国連に出てくる報告書の中身の違いというのは、第4回までは明確にありました。例えば、僕らが訴訟で国際人権規約の条項を適用を主張すると、国側の代理人はこれは裁判規範としては使えないんだ、直接適用性がないんだ、自力執行力はないんだというふうに、まず言うんです。ところが、人権規約委員会の審議の場では、そんなことはありませんと言う。うそをつけと言いたくなる場面は確かにあったわけでして、それについては我々も声を上げていく必要があるだろう。それは弁護士だけじゃなくて、みんなが上げていく。そのために、この中身をみんなが知るということが必要じゃないかと思います。そういう意味では、宣伝不足、広報不足ということがあると思います。

2番目の人権教育の問題ですが、これは法曹に対するもの、成人に対するもの、教育 課程におけるもの、いろんな分野であるんですが、そもそもこれは文科省と法務省の役 割分担といいますか、学校におけるものは文科省、成人になってからは法務省だという ことで、統一したプログラムができないんです。

先ほど、国内人権機関というのを申し上げましたが、国内人権機関というのは、確かに誰でも人権侵害を受けた者は使えるという利点があります。そして個別の人権救済だけじゃなくて、政策提言もします。こういう法律をつくるべきだ、こういう政策を実施すべきだということで、国会向け、行政向け、立法も含めた政策を出していくということも一つの機能です。同時に、人権教育をする、そのプログラムをつくるというのも国内人権機関の役割で、これはパリ原則で定められています。ですので、各省庁に分断されているものを1カ所に統括する組織も必要です。国として人権教育に責任を持つ部署、しかも少なくとも国際人権に関しては統一的に対処させるということが必要でしょう

し、我々日弁連がこの間つくりました国内人権機関の要綱は、正にそれを国内人権機関にさせるんだということで提案をしております。

和田副会長

この選択議定書の批准問題につきましては、大分昔から大阪が日弁連をリードしてやってきたことでございます。日弁連も最近になって動くようになったようですけれども、日弁連がこれほど動かなかった理由は何なのか。それと、今は大阪と日弁連でやっているんですけれども、ほかの単位会の活動はどうなっているのか、教えていただければと思います。

武村弁護士

大阪がなぜこの問題に早期に取り組んだのかというのは、いい意味で変わり者が多かったんじゃないでしょうか。さらに今の座長を務めておられる方が物すごい行動力のある方で、多数の人間を結集させて一つの方向に向けて動かすことができた。

指紋押捺拒否の運動も大阪が一つの拠点でしたし、部落差別の問題とか外国人差別などのさまざまな問題が大阪に集積していたという言い方は悪いのかもしれないけれども、それに対するNGO、弁護士会も含めた反撃体勢がある程度整っていた。そういう問題について、こういう人権条約は非常に使いやすかったということもあると思います。

個人通報の問題については東京は割合ゆっくりしていましたけれども、国際人権の問題にかかわるさまざまな課題については、東京はよくやっております。逆に、この問題は大阪がよくやるからということで、大阪に振られたようなところもあるかもしれません。

かつて、国連高等弁務官への要請、国連人権小委員会への参加のためジュネーブに弁護士を派遣するときにお金を出してくださいと大阪の正副会長会議に諮ったときに、これは本来大阪じゃなくて日弁連でやるものでしょう、ということで、お金が削られそうになったことも何回かありましたが、そういう意見もある中で、大阪の役員が運動を支え続けてくれたという諸条件があります。東京は決してさぼったわけでなくて、これからのさまざまな課題があります。詰めていくと、最終的には対政府交渉、行政庁との交渉が必要になってきますので、そうすると大阪ではなかなかしづらい。そういうことで、10年越しに一昨年ボールを投げたら、日弁連が応じて個人通報と求める委員会を設置してくれた。日弁連が動くと、政府との間のいろんなパイプがあるので、それが非常に有効に機能し始めたということです。

他の弁護士会でも関心を持っておられる方がおりますので、協力していただいています。ただ、単位弁護士会を動かすというのはそれなりにエネルギーが要るので、東京、 大阪、神戸、京都以外は、なかなか会を動かしてというところまではまだつくり切れていない状況なのかもしれません。

大川副会長

弁護士というのは、やっぱり具体的な事件がないと調べない、動かないというところがあるんですね。去年の9月のリヴァス・ポサダ議長を呼んだのはすごい企画なんですけれども、弁護士はがらがら、NGOの方がいっぱい来ていただいた。弁護士は、個別事件が実際に来れば勉強するので、人権侵害事件を具体的に担当する弁護士は、その解決のためには条約しかないとなったら、やっぱり利用するし勉強すると思うんです。

先ほど武村先生が言われたように、大阪独特の気風といいますか、結構いろんな種類の事件があるんです。さっき指紋押捺の事件のことを言われましたけれども、その次の波が戦後補償なんです。全国で50ぐらい起こされたと思うんですが、あのとき国内法、国内憲法では合法であっても、人権の観点からすれば許されないというフランスのセネガル事件のゼネラルコメントがぴったしだったんです。そうすると、人権条約を調べてそれを主張することが実際の事件に役に立つということで、あのあたりからかなり広がってきたという経過があります。そういうことを受任する弁護士が、大阪、神戸、東京に偏っているので、そこで頑張らないとなかなか単位会を動かせない。幾つかある理由のうちの一つとしてはそういうことがあるんじゃないか。

阿部副議長

国内人権機関については要綱案をつくられていまして、各都道府県に1個ずつという ことで、できたらすごいなと思っています。これは日弁連として要綱案をつくられたわ けですが、今後、これをベースにしてどういう活動を展開されていくのか、制度化の見 通しはあるのか、その辺のことを教えていただければと思います。

武村弁護士

これに 10 何年間取り組んできたのは、政府から独立した日弁連の国内人権機関ワーキンググループというところです。ここの課題は、日弁連案をまとめることで、これをまとめて、各政党だとか行政官庁、マスコミなどにこれを送り、ワーキンググループとしてはそれでめでたく任務終了のはずでした。しかしながら、これを今後どうするのか。今度、設置要綱改正の議論が出ると思いますので、改正して、これを運動的に取り組む

のかどうか。個人通報についての委員会が一昨年できましたけれども、国内人権機関の 設置について、世論・行政・国会議員に働きかける運動を目指す委員会をつくれという 議論もあります。

今、これの英訳をチェックしているところなんですけれども、最低限、国連高等弁務官事務所、APF(Asia Pacific Forum) ——アジアでもかなり国内人権機関ができておりまして、そのアジアの国内人権機関が集まり、国内人権機関の独立性と即効性確保の検討をし、未設置の国には設置乗援助をするフォーラムがあるんです。国内人権機関がないところはオブザーバー参加するんですけれども、そこには今まで日本政府も参加したことがなかった。日弁連、その他のNGOがオブザーバーとして参加して、その中で指導していただく、あるいは情報提供していただくということをやってきましたので、とりあえず日弁連としては、人権擁護法案に対する対案としてこのようなものができましたということをAPFや国連高等弁務官事務所に報告し、また今後の進め方について彼らから助言をしてもらうことになっています。

ちなみに、これを日本で採用するために具体的な法律をつくれ、制度をつくれという ことに向けて日弁連は取り組むべきだという意見があります。

大國議長

この問題は非常に重要な問題でございますので、これからもみんなで盛り上げるようにしたいと思います。

(2) 次回テーマについて

「労働問題委員会と人権擁護委員会の反貧困への取り組み」または「犯罪被害者支援に関する弁護士会の取り組み」

4 今後の日程について

第14回開催日程を、6月22日月曜日午後2時から5時と決定。

5 閉会

上野会長

この1年間、市民会議を通じて、私たちがいろんな意見に接することができたことに 大変感謝しております。次期執行部に対しても、どうぞ忌憚のないご意見をお寄せいた だきたいと思います。

武村先生、ご苦労さまでした。今までの武村先生の国際人権にかけてこられた活動が、 お話の中で私たちに伝わってくる思いがしました。

私たちは4月以降も、弁護士会のためにそれぞれの分野で尽くしていきたいと思って おりますので、市民会議の皆様におかれましても、弁護士会とよろしくおつき合いのほ どお願い申し上げまして、私のあいさつといたします。

1年間、どうもありがとうございました。

大國議長

それでは、これで第13回市民会議を終わりたいと思います。

皆様、長い間、どうもありがとうございました。

以上で、本日の議事を終了した。